

■ 障害者控除対象者認定基準

障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症などで、日常生活に支障をきたす症状や行動、意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば概ね自立できる状況の人 ・ 身体状況として屋内の生活は概ね自立しているが、外出に介助が必要な人
特別障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症などで、日常生活に支障をきたす症状や行動、意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする状況の人 ・ 身体状況として、屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体となる人 ・ 常に寝たきりの人

※「障害者手帳」等とは認定基準が異なります。

【認定を受ける必要がない人】

- ・ 障害者手帳等の交付を受けており、同等の控除が受けられる人
- ・ 本人又は扶養者に所得税や市・県民税が課税されていない人
- ・ 既に「障害者控除対象者認定証」の交付を受けている人

○ 障害者控除額（所得から差し引かれる金額）一覧

	特別障害者		障害者
		同居	
所得税	40万円	+35万円	27万円
市・県民税	30万円	+23万円	26万円

※税金の金額ではありません。